



TOYOYAMA

豊山町の下水道

青い地球を未来につなぐ下水道



目次

安全で快適な生活環境の確保をめざします	1
下水道の役割	1
下水道のしくみ	2
下水道事業の財源	2
排水設備	3
町の指定工事店で	4
排水設備工事完了までの流れ	4
水洗便所改造等資金融資あっせん制度について	5
融資あっせん申し込み方法について	6
浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金制度について	7
下水道使用料について	8
下水道を使うときは	9

安全で快適な 生活環境の確保を めざします

はじめに

私たちは、生活の中で多くの水を使っています。この生活排水が、河川や海を汚す原因の一つといわれています。川や海をきれいにして美しい水環境を次の世代に引き継いでいかなければなりません。

下水道は、川や海などの自然を守るとともに、私たちの生活環境を向上させ、健康で文化的な生活を営むために大きな役割を果たす施設です。

豊山町においても、近年市街化の進展に伴い河川や水路の水質悪化が進み、ヘドロが推積し臭気を発する等、日増しに生活環境は低下してきました。

そこで、こうした水に関わる諸問題を改善し、本来の水環境を恒久的に保存すべく、豊山町公共下水道計画を策定しました。今後は、一日も早く多くの方が下水道を利用できるよう積極的に事業推進していきますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

下水道の役割

1 まちがきれいになります

下水道ができると、汚水は下水道管を通して速やかに流れるので、きれいなまちになります。また、カやハエの発生を防ぎます。



2 浄化槽が不要となります

汚水が浄化センターで集中的に処理されるので、個別浄化槽が不要となります。



3 川や海がきれいになります

家庭や事業所から出る汚水は、浄化センターできれいにしてから川などへ放流されるので、美しい自然を守る事ができます。



4 浸水などからまちを守ります

雨水は汚水とは別の管や水路を通して速やかに排水されるので、大雨がふっても浸水の被害が少なくなります。

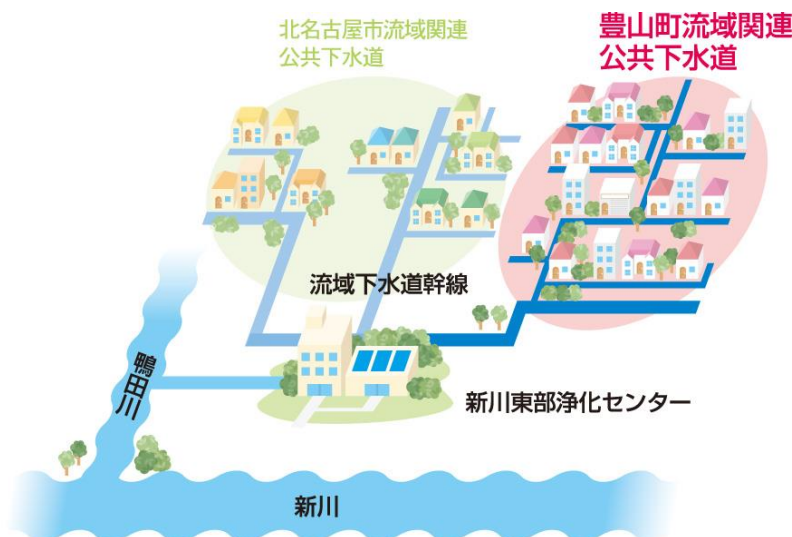


下水道のしくみ

公共下水道は、家庭の台所や便所・浴室などから出る生活排水や事業所から出る排水を道路下などに埋められた下水道管に流して、処理場を集め、きれいな水に処理して川や海に流す施設です。

下水を処理場を集める方法には、「合流式」と「分流式」の２種類があります。合流式とは、汚水と雨水を同一の管で処理場まで集める方法です。分流式とは、汚水と雨水をそれぞれ別の管で集めるもので、汚水は処理場まで集められ、そこできれいな水に処理されますが、雨水はそのまま川などに流れます。

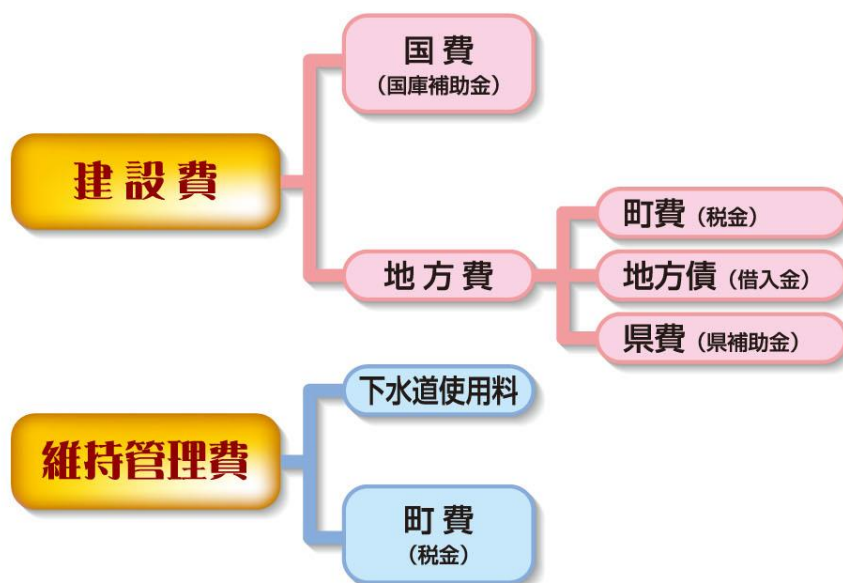
豊山町ではこの分流式を採用しています。そして、これらの汚水は、流域下水道の新川東部浄化センターに集めて北名古屋市の汚水とともに処理し、鴨田川に放流します。



下水道事業の財源

快適で衛生的な住みよい環境を作るためには、多額の下水道建設資金が必要となります。この資金は、国や県の補助金、町費及び地方債によってまかなわれます。また、汚水処理の費用や管渠の掃除などの下水道の維持管理に必要な費用は、皆さんに納めていただく下水道使用料と町費によってまかなわれます。

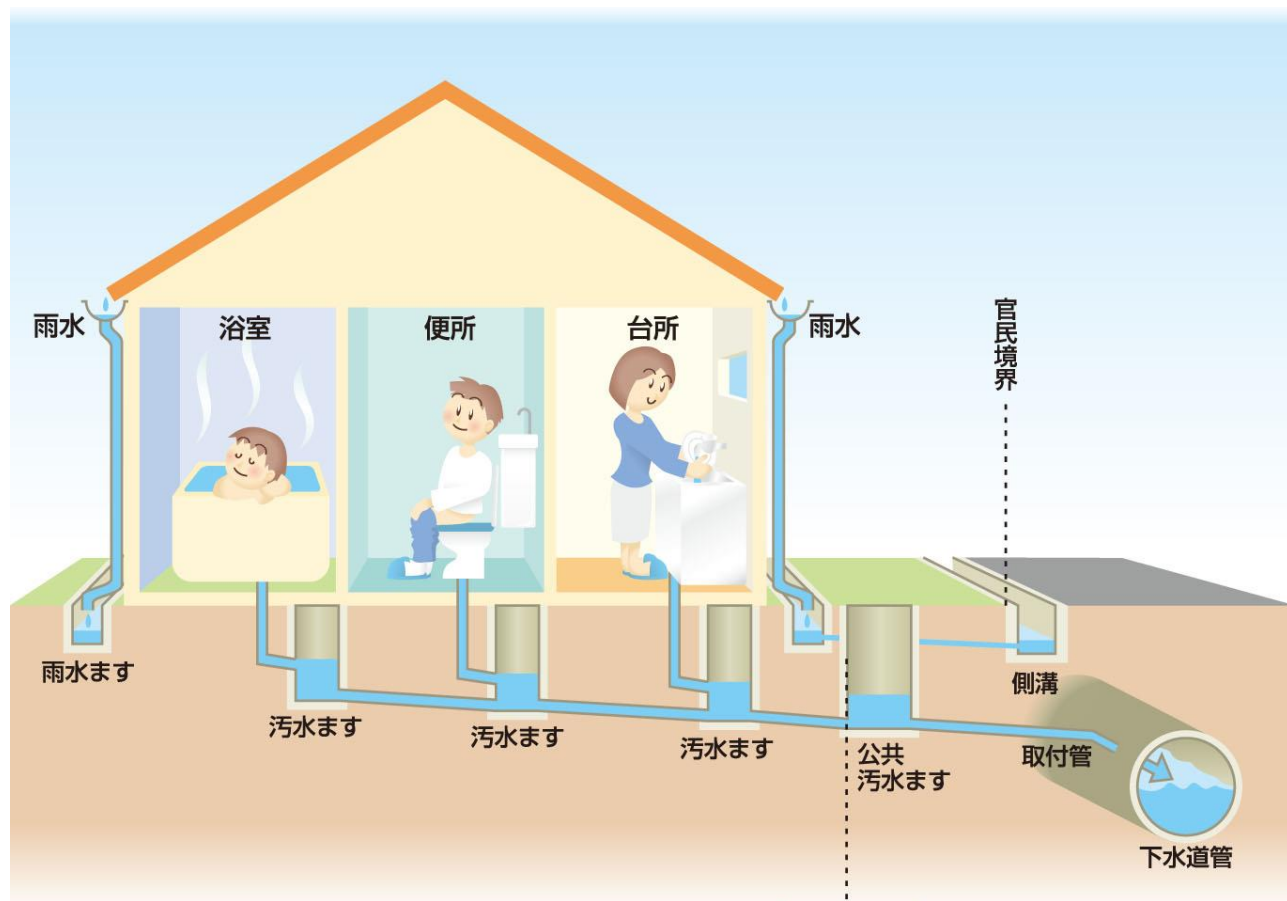
財源のしくみ



排水設備

「排水設備」とは、トイレ、風呂場、台所などから発生する汚水を公共下水道に流すための排水管や汚水ますのことです。

公共下水道の工事が終わると、下水道を使用することができる日（供用開始年月日）と処理区域をお知らせしますので、処理区域内にお住まいの方は、排水設備の工事を行い下水道管に接続します。なお、排水設備は、個人で設置し、補修・点検などの管理もしていただきます。



排水設備（個人が管理）

汚水と雨水と分けて公共汚水ますへ接続する設備で、この部分の工事は全て自己負担となります。

公共下水道（町が管理）

町が管理する下水道管及び公共汚水ますまでの下水道施設をいいます。

排水設備は遅滞なく設置しましょう。

供用開始後は速やかに排水設備を設置して、公共下水道に接続してください。

くみ取り便所は3年以内に水洗化しましょう。

処理区域内のくみ取り便所は、供用開始から3年以内に水洗トイレに改造してください。

新築・増築するときは下水道に切替えましょう。

処理区域内では、公共下水道への接続をしなければ建物の新築・増築をすることはできません。

浄化槽は廃止しましょう。

浄化槽は廃止して、速やかに公共下水道に接続してください。

町の指定工事店で

排水設備工事や水洗便所への改造工事は、町の「下水道排水設備指定工事店」でなければ施工できないと、条例で定めています。

指定工事店は、町の排水設備工事基準に適合した設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事費の請求や粗悪工事の施工などをなくし、安心して工事をまかせることができるように町が指定した業者です。

家の改造工事や新築工事と一緒に排水設備工事をされる場合も、町の指定工事店が施工することを、工務店や大工さんに確認してください。

注意!!

排水設備工事は町の指定工事店でないと施工はできません。
指定工事業者は名簿をご覧ください。

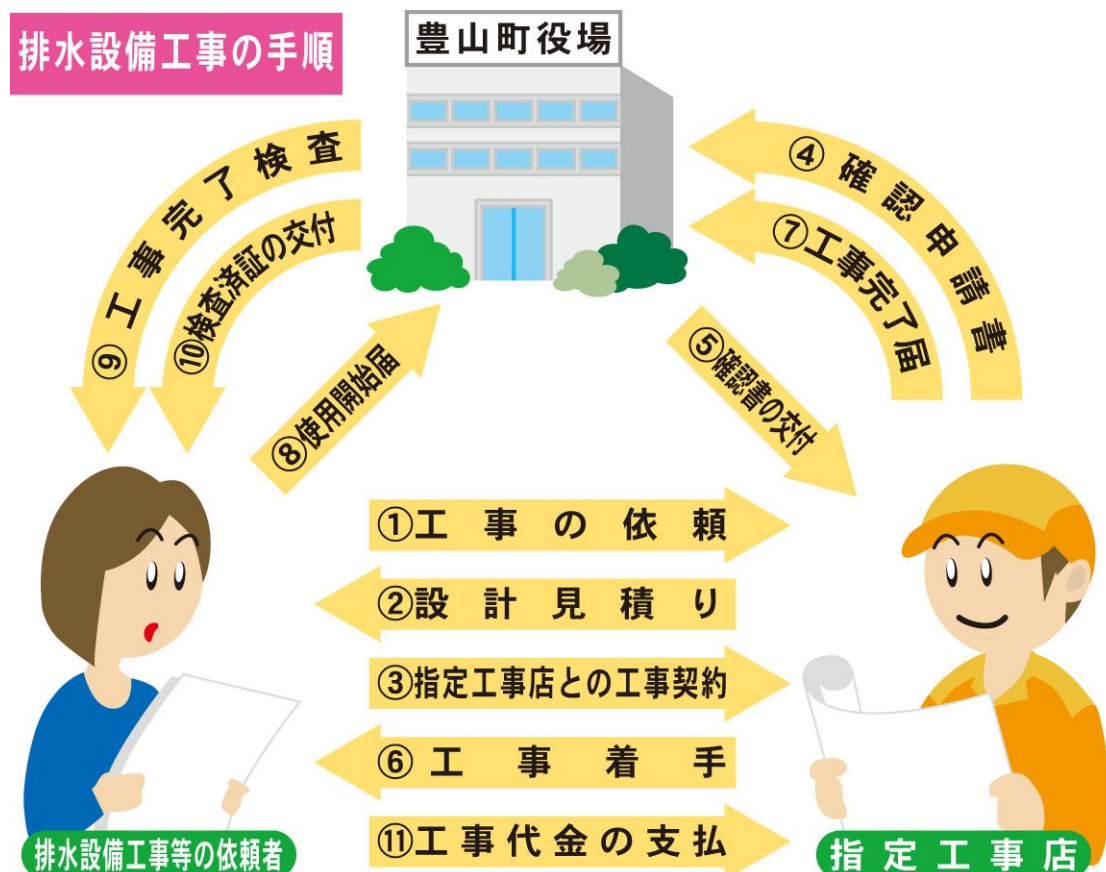
排水設備工事完了までの流れ

<排水設備工事の手続>

水洗トイレへの改造工事や流しなどの排水設備工事は、町の指定した「指定工事店」でなければ施工することができません。

「指定工事店」は、基準に適合した設計見積をし、町の検査を受けて責任施工いたします。

また、「指定工事店」では、皆さんに代わって、工事の申請等の書類を町へ提出します。



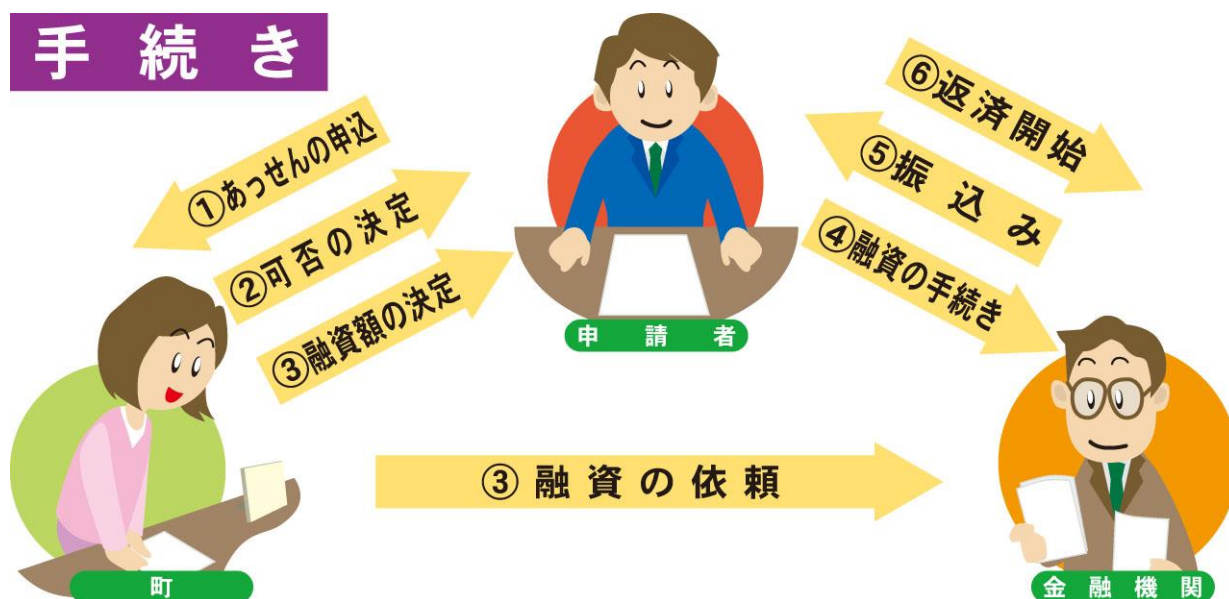
水洗便所改造等資金融資あっせん制度について

下水道の使用により、今まで使用しているくみ取り便所を水洗便所に改造したり、浄化槽を廃止するには、多額の費用がかかります。一度に皆さんの負担にならないようする制度が、水洗便所改造等資金融資あっせん制度です。融資にあたっては、町の指定する金融機関をあっせんします。融資金は無利子です。

内 容	
対象工事	・ くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器及び洗淨用具の設備工事並びにこれに伴う排水設備工事 ・ 浄化槽の廃止工事及びこれに伴う排水設備工事
融 資 額	1 件につき 1 0 0 万円以内
利子補給	融資金は無利子です。（ただし、遅延利息は除く。）
償還期間	6 0 か月以内
償還方法	借入れの翌月から元金均等月賦償還
対 象 者	
・ 処理区域内の家屋の所有者又は占有者。 ・ 町税を滞納していないこと。 ・ 自己資金のみでは、改造資金を一時的に負担することが困難であること。 ・ 融資金の償還能力を有すること。 ・ 弁済資力を有する連帯保証人が 1 人あること。 ・ 下水の処理開始の日から 3 年以内に改造工事を完了すること。	
申し込み	
融資あっせんを希望される方は、排水設備等計画申請書と合わせて水洗便所改造資金融資あっせん申込書に必要書類を添えて、町へ提出してください。	
手 続	
町の審査により融資あっせんを決定した場合は、融資あっせん決定通知書に金融機関が必要とする書類を添えて取扱金融機関に申し込みをしてください。 （諸手続費用が必要です）	

融資あっせん申し込み方法について

手 続 き



①融資のあっせん申込

排水設備工事を依頼する時に指定工事店にお申し出ください。

その後、指定工事店が町に申込書を届けます。

②融資あっせん決定通知書

町で申請内容を確認し、融資内容について金融機関の意見を求めます。

金融機関からの回答があり次第、申込者にあっせん決定通知書を送付します。

③融資あっせん額決定通知書

工事終了後に町が完了検査を行います。完了検査に合格し、あっせん金額が確定した後、町から申込者に融資あっせん額決定通知書を送付します。

また、金融機関には融資依頼書を送付します。

④融資の手続き

金融機関にて融資の手続きを行います。

⑤融資

金融機関から申込者の口座を経由して、指定工事店へ融資額を支払います。

⑥償還

融資を受けた月の翌月から金融機関への返済が始まります。

水洗便所改造等資金融資あっせん取扱金融機関

尾張中央農業協同組合 豊場支店	瀬戸信用金庫 如意支店	中京銀行 楠町支店
中日信用金庫 名古屋空港前支店	東春信用金庫 味美支店	名古屋銀行 味鋺支店
東濃信用金庫 豊山支店		

浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金制度について

総合的な治水対策の一環として、下水道の使用により不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する費用の一部を補助します。予算の範囲内での補助となりますので、補助金は先着順で交付します。

【効果】

- ①降雨時の河川の負担の軽減
- ②資源(浄化槽)の有効利用
- ③雨水の有効利用(散水・洗車等)
- ④雨水の有効利用により水道料金の負担の軽減

【補助の対象となる方】

- ・豊山町内にて下水道へ接続するための排水設備を設置することに伴い、合併処理浄化槽を雨水貯留槽へ転用する工事を自らの負担により行う方。
- ・町税を滞納していない方。

【補助の対象となる工事】

- ・浄化槽内部の不要部品の撤去に係る工事(汚水汲取り、清掃含む)
- ・仕切り板の穴あけ工事
- ・雨水集水配管及び雨水管の取付け工事
- ・ポンプの設置に係る工事(ポンプ本体費用、電気工事を含む。)

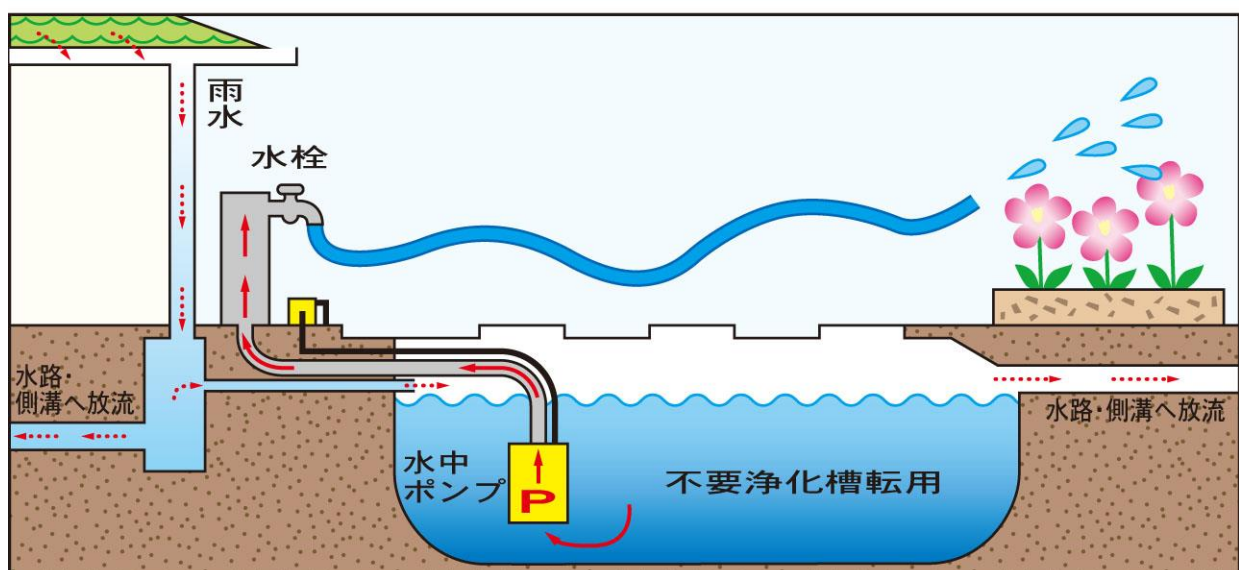
【補助金の額】

補助額は、5～10人槽以下の浄化槽については転用工事に要した工事費の5分の4とし、25万円を限度額とします。11人槽以上の浄化槽については、1人槽増えるごとに1,000円ずつ増額し、40万円を限度額とします。

【書類の申請方法】

浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金交付申請書は、排水設備等計画確認申請書と合わせて申請してください。

雨水貯留槽の構造



下水道使用料について

排水設備工事が完了し、公共下水道へ流された汚水は、下水管渠を通して浄化センターに集められ処理されます。

汚水をきれいな水にするためには、汚水を集めて処理するための下水管渠、浄化センター等の清掃、修理、改良をする費用が必要となります。この費用は、みなさんが流した汚水の量に応じて、下水道使用料としていただくものとなります。

下水道使用料表（１か月）				（消費税込）
区分	基本使用料 （１使用月につき）	従量使用料（１使用月につき）		
		排出量	使用料（１立方メートルにつき）	
一般用	６６０円	１立方メートルから １０立方メートルまで	４４円	
		１１立方メートルから ３０立方メートルまで	１１０円	
		３１立方メートルから ５０立方メートルまで	１６５円	
		５１立方メートルから １００立方メートルまで	２２０円	
		１０１立方メートル以上	２５３円	
公衆浴場	６６０円	１立方メートルにつき	４４円	

使用水量の決め方	
水道水使用の場合	水道水の使用水量を下水道の使用量とします。（水道の検針水量）
井戸水のみ使用の場合	一般家庭については、１人１か月につき６立方メートルを使用したものとしてします。
水道水と井戸水を併用して使用の場合	水道水の使用水量は、そのまま使用量とし、一般家庭における井戸水の使用水量については、１人１か月につき３立方メートルを使用したものとしてします。

納付方法
下水道使用料は、水道料金と合わせて徴収させていただきます。 お支払は、納付書によって直接役場や金融機関で納めていただく方法と皆さんの預金口座から自動的に引き落とされる口座振替があります。 すでに、水道料金を口座振替でお支払いいただいている方は、下水道使用料も同じ口座からお支払いいただくことになります。まだ、口座振替をご利用になっていない方は、便利な口座振替をおすすめします。

下水道を使うときは

下水道が使えるようになったからといって、何でも流せるわけではありません。
下水道は公共の財産です。ルールを守って正しく大切に使いましょう。

1 台所のごみ、天ぷら油を流さないでください

生ゴミ、野菜くず、料理用の天ぷら油等を流すと、汚水管の詰まりの原因となるばかりか、汚水ますなどの掃除をするのも大変です。
絶対に流さないようにしましょう。



2 水洗便所を詰まらせないでください

ティッシュペーパーや紙おむつ、タバコなどを流すと、汚水管の詰まりの原因となるので、絶対に流さないようにしましょう。

3 マンホールに物を捨てないでください

マンホールや公共汚水ますは、下水道の清掃や点検・修理のために設置しています。
土砂やゴミなどを捨てないようにしましょう。



4 危険物、有害な物質は流さないでください

廃油・ガソリン・石油などの危険物は、爆発や火災を招く恐れがあり大変危険です。
また、水銀・殺虫剤・農薬などの有害な物は処理場での汚水処理に支障をきたします。
危険物・有害な物質は、絶対に流さないようにしましょう。

(MEMO)



お問い合わせは

豊山町産業建設部建設課

TEL 0568-28-0940

FAX 0568-29-3151

平成 21 年 6 月作成

平成 28 年 12 月改定

令和 3 年 6 月改定